

第 3 7 号議案

豊川市準用河川流水占用料等に関する条例の一部改正について

豊川市準用河川流水占用料等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 7 年 2 月 2 0 日提出

豊川市長 竹 本 幸 夫

豊川市準用河川流水占用料等に関する条例の一部を改正する条例

豊川市準用河川流水占用料等に関する条例（平成 1 1 年豊川市条例第 3 9 号）の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
別表第 2 土地占用料（第 2 条関係）				別表第 2 土地占用料（第 2 条関係）			
占用の 種 類	区分	単位	占用料	占用の 種 類	区分	単位	占用料
電柱等 の工作 物	第 1 種電柱	1 本に つき 1 年	<u>990円</u>	電柱等 の工作 物	第 1 種電柱	1 本に つき 1 年	<u>950円</u>
	第 2 種電柱		(略)	第 2 種電柱	(略)		
	第 3 種電柱		(略)	第 3 種電柱	(略)		
	第 1 種電話 柱		<u>880円</u>	第 1 種電話 柱	<u>850円</u>		
	第 2 種電話 柱		(略)	第 2 種電話 柱	(略)		
	第 3 種電話 柱		(略)	第 3 種電話 柱	(略)		
	その他の柱 類		<u>88円</u>	その他の柱 類	<u>85円</u>		
	(略)			(略)			
	地上に設け る変圧器	1 個に つき 1 年	<u>860円</u>	地上に設け る変圧器	1 個に つき 1 年	<u>830円</u>	
地下に設け る変圧器	占用面 積 1 平 方メー トルに つき 1 年	<u>530円</u>	地下に設け る変圧器	占用面 積 1 平 方メー トルに つき 1 年	<u>510円</u>		

	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	<u>1,800円</u>		変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	<u>1,700円</u>
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>2,200円</u>		広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>2,400円</u>
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>1,800円</u>		その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>1,700円</u>
水管、下水道管、ガス管等の物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	<u>37円</u>	水管、下水道管、ガス管等の物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	<u>36円</u>
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>53円</u>		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>51円</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>79円</u>		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>77円</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>110円</u>		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>100円</u>
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>160円</u>		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>150円</u>
	外径が0.3メートル以上		<u>210円</u>		外径が0.3メートル以上		<u>200円</u>

	0.4メートル未満のもの				0.4メートル未満のもの		
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		<u>370円</u>		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		<u>360円</u>
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		<u>530円</u>		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		<u>510円</u>
	外径が1メートル以上のもの		<u>1,100円</u>		外径が1メートル以上のもの		<u>1,000円</u>
(略)				(略)			
備考 (略)				備考 (略)			

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、準用河川の占用に係る土地占用料の適正化を図る必要があるからである。